

高浜町獣害防止柵設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、獣害防止柵設置にかかる資材購入費（電牧器本体のみも対象）を補助することで、有害鳥獣による農物の食害等を防止することにより農家の耕作意欲の高揚を図ることを目的とし、高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則6号。以下「補助金規則」という。）及び本要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気柵等 有害鳥獣被害防止のための電気柵、トタン、ワイヤーメッシュ又は同等とみなされるものとし、原則として5年以上の使用に耐えられるものをいう。
- (2) 金網柵 有害鳥獣被害防止のための金属製の網目構造を有したフェンス上のもの又は同等とみなされるものとし、原則として15年以上の使用に耐えられるものをいう。なお、電気柵を複合的に設置する場合、電気柵は原則として5年以上の使用に耐えられるものをいう。
- (3) 交付申請者 農家組合長又は同等とみなされる代表者

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、電気柵等又は金網柵（以下「獣害防止柵」という。）の設置に要する経費で、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- ア 有害鳥獣から農産物及び耕作地を保全することを目的とすること
- イ 町内に住所を有して農業経営を行い、当該年度中に獣害防止柵を町内に設置する者であること
- ウ 農産物の囲い込みを目的としたものであること
- エ 周辺環境に悪影響を与えないものであること

(補助金の額)

第4条 補助対象事業費は施工延長に第2項に掲げる1m当たり上限額を乗じて得た金額と獣害防止柵設置資材購入に要した経費の実支出額とのいずれか低い額とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する補助金の補助対象事業費は1m当たり2千円を限度額とし補助対象事業費の3分の2以内とする。
- (2) 第2条第2号に規定する補助金の補助対象事業費は1m当たり8千円を限度額と

し、補助対象事業費の3分の2以内とする。ただし、総額で300千円を限度とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 交付申請者は、獣害防止柵設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表に掲げる書類を添えて、町長に事前に提出しなければならない。なお、申請可能期間は、当該年度の4月1日から11月末日までとする。

(交付決定)

第6条 町長は前条の規定による申請を受けたときは、審査の上当該交付申請者に対し補助金等交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 交付申請者は、補助事業の内容を変更する場合には、獣害防止柵設置事業計画変更承認申請書(様式第3号)により、町長に提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更(事業費の20%以内の増減)は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認められるものについて、補助金等変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該交付申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 交付申請者は、獣害防止柵の設置完了後、獣害防止柵設置事業完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 設置位置図・見取図
- (3) 金網柵設置調書
- (4) 収支予算書
- (5) 設置完了点検申請書(施工業者依頼の場合のみ)
- (6) その他必要な書類

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の完了報告書を受けたときは、申請内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)により当該交付申請者に通知するものとする。

(実施検査)

第10条 町長は、必要に応じ業務執行の状況を随時検査するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金は、交付申請者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 交付申請者は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に請求しなければならない。

- (1) 補助金確定通知書の写し
- (2) その他町長が必要とする書類

3 町長は、前項の請求書を受けたときは、その日から30日以内に補助金を交付申請者に支払うものとする。

(補助金の還付等)

第12条 補助金交付の指令を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、町長は、補助金交付の指令を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずるものとする。ただし、町長が適正であると認めた場合はこの限りではない。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 獣害防止柵の設置方法が不相当と認めるとき
- (4) 補助金を受け設置した獣害防止柵を、耐用年数以内に廃棄したとき
- (5) 補助金を受け設置した獣害防止柵を、耐用年数以内に他に流用したとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成4年5月6日から施行する。

附 則

この告示は、平成8年8月15日から適用する。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

種別	交付申請書添付書類
電気柵等	(1) 見積書の写し (2) 設置位置図・見取図 (3) 収支予算書 (4) その他必要な書類
金網柵	(1) 見積書の写し (2) 設置位置図・見取図 (3) 金網柵設置調書 (4) 収支予算書 (5) 設置完了点検申請書(施工業者依頼の場合のみ) (6) その他必要な書類